

《会計・税務の知識》 合併があった場合の消費税の納税義務

はじめに

消費税の納税義務判定のうち今回は吸収合併があった場合について説明します。

合併時、合併法人が課税事業者選択届出書を提出しておらず、基準期間の課税売上高、特定期間の課税売上高がいずれも1,000万円以下であった場合に、納税義務の判定が必要となります。

1. 合併があった年の納税義務判定

	H30.1.1	H31.1/1	R2.1/1	単位:万円
被合併法人	1,200	1,200	700	
合併法人	H30.4.1 H31.4/1 R2.4/1			当期
	360 360			R2.8/1合併

合併初年度の納税義務は、被合併法人のH30.1/1から12/31までの課税売上高(合併法人の合併があった日の属する事業年度開始の日の二年前の日の前日から同日以後一年を経過する日までの間に終了した被合併法人の各事業年度)で判定し、その課税売上高が1,000万円を超える場合は合併があった日からその事業年度終了の日までについて納税義務が生じます。

被合併法人のH30.1/1から12/31までの課税売上高1,200万円 > 1,000万円

R2.4/1～R2.7/31まで 納税義務なし

R2.8/1～R3.3/31まで 納税義務あり

2. 翌年の納税義務判定

	H31.1/1	R2.1/1	R2.8/1合併	単位:万円
被合併法人	1,200	700		
合併法人	H31.4/1 R2.4/1		860	当期
	360			R3.4/1

合併法人の基準期間の課税売上高360 + 基準期間に対応する期間(H31.1/1からR1.12/31まで)の被合併法人の課税売上高1,200の合計額1,560で判定します。

1,560万円 > 1,000万円 納税義務あり

3. 翌々年の納税義務判定

	R2.1/1	R2.8/1合併	単位:万円
被合併法人	700		
合併法人	R2.4/1		当期
	400	860	
	R3.4/1 R4.4/1		
	360		

合併法人の基準期間の課税売上高860 + 基準期間に対応する期間(R2.1/1からR2.7/31まで)の被合併法人の課税売上高700の合計額1,560で判定します。

被合併法人の課税売上高を年換算し、期首(R2.4/1)から合併前日(R2.7/31)までの期間に対応する金額とする。 $700/7月 \times 12 \times 4月/12 = 400$

1,260万円 > 1,000万円 納税義務あり

おわりに

合併の検討の際には法人税の他に消費税にもお気を付けください。

(担当:佐藤敬)